

第2章 学生

東京女子大学学費その他納入規程

(2003年2月20日制定)

改正 2003年 9月18日 2008年 3月13日 2012年12月20日 2018年 1月18日 2021年 4月15日
2004年 2月19日 2008年 7月17日 2013年12月19日 2018年 3月 8日 2022年 2月17日
2005年 1月20日 2008年12月18日 2014年12月18日 2019年 1月17日 2023年 3月10日
2006年 2月16日 2010年 1月21日 2016年 1月21日 2019年 2月21日 2024年 3月14日
2007年 2月15日 2011年 1月20日 2017年 1月19日 2020年 1月16日 2025年 3月13日
2008年 1月17日 2011年12月15日 2017年 3月 9日 2021年 1月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、東京女子大学学則（以下「大学学則」という。）第34条第2項及び東京女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第46条第2項に基づき、授業料及び教育充実費（以下「学費」という。）、在籍料並びにその他納入金の取扱いに関する事項を定める。

(検定料)

第2条 東京女子大学（以下「本学」という。）への入学を志願する者は、所定の書類に添えて別表第1の入学検定料を納入しなければならない。

(入学金)

第3条 本学の入学試験に合格し入学の許可を得ようとする者は、別表第2の入学金を含む所定の納入金を納めなければならない。

(学費)

第4条 学費は、別表第2の年額を2回に分け、次の指定期日までに、所定の手続きにより、納入しなければならない。ただし、入学年度の前期分学費は所定の入学手続期限までに納入しなければならない。

(1) 前期 4月20日まで

(2) 後期 10月20日まで

2 前項の期日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たる場合は、その翌日を納入期限とする。

3 学費は、前期納入時に、年額を一括納入することができる。

4 大学学則第27条の2又は大学院学則第36条に定められた留学をする者についても第1項から前項までの規定を適用する。

5 大学学則第49条第2項又は大学院学則第59条第2項の定めにより停学中の者についても第1項から第3項までの規定を適用する。

(学費の延納及び分納)

第5条 やむをえず学費を前条第1項の指定期日までに納入できない者は、学費納入期限の延期（以下「延納」という。）又は学費の分割納入（以下「分納」という。）を願い出ることができる。

(延納)

第6条 延納を願い出る者は、第4条第1項の指定期日までに教育研究支援部学生生活課（以下「学生生活課」という。）に、所定用紙に延納を必要とする理由を記し保証人が連署した延納願を提出して、許可を得なければならない。

2 延納の最終納入期限は、次の各号のとおりとする。ただし、当該期日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たる場合は、直前の平日を最終納入期限とする。

(1) 前期末卒業予定者及び修了予定者 7月末

(2) 年度末卒業予定者及び修了予定者 1月末

(3) 前2号以外の者 当該学期末

(分納)

第7条 分納を願い出る者は、第4条第1項の指定期日までに学生生活課に、所定用紙に分納を必要とする理由を記し保証人が連署した分納願を提出して、許可を得なければならない。

2 分納は、毎月指定の日に年額の10分の1を単位として納入するものとする。

3 分納の最終納入期限は、次の各号のとおりとする。ただし、当該期日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たる場合は、直前の平日を最終納入期限とする。

(1) 前期末卒業予定者及び修了予定者 7月末

(2) 年度末卒業予定者及び修了予定者 1月末

(3) 前2号以外の者 当該学期末

4 入学年度の分納は、認めない。ただし、特別の事情により、後期からの分納を認めることがある。

5 分納を認められた者が、学期途中から休学又は退学したときは、その学期分の学費を完納しなければならない。

(長期履修学生の学費)

第7条の2 大学院学則第4条第4項の規定に基づき長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の学費の納入は、次の各号のとおりとする。

(1) 入学年度から長期履修学生として履修が認められた者は、別表第2の学費に標準修業年限の年数（2年）を乗じて得た額を、認められた長期履修期間の年数（3年又は4年）で除した額を第4条第1項の指定期日までに納入しなければならない。

(2) 2年目から長期履修学生として履修が認められた者は、別表第2の学費を認められた長期履修期間の年数（2年又は3年）で除した額を第4条第1項の指定期日までに納入しなければならない。

2 前項各号で算定した長期履修学生の学費に千円未満の端数が生じる場合は、年度により納入額を調整する。

3 長期履修期間を短縮することが認められた場合は、短縮された長期履修期間に応じて算出された額と既に納入した学費の総額との差額を指定された期日までに納入しなければならない。

4 認められた長期履修期間で修了に至らず、さらに在学する場合、その年度は別表第2の学費を納入しなければならない。

5 認められた長期履修期間の途中で退学する場合は、別表第2の学費の額に在学した期間を乗じて算出した学費の額と既に長期履修学生として納入した学費の総額との差額を指定された期日までに納入しなければならない。

6 長期履修学生の修了までの学費は、別表第2の学費に標準修業年限の年数（2年）を乗じて算出した額を下回らないものとする。

7 実験実習料、特定の授業科目の履修に必要な費用等は、それぞれ規定の額を指定された期日までに納入しなければならない。

(学費未納)

第8条 延納又は分納の手続を経ず学費を納入しない者には、学部においては大学学則第14条第3項に定める試験の受験資格を、大学院においては大学院学則第19条に定める試験の受験資格を与えない。

2 延納又は分納の手続を経ず学費を納入しない者は、学部においては卒業論文又は Final Presentation における Presentation Essay を、大学院においては修士論文又は博士論文を提出することができない。

3 次の各号に定める指定期日までに学費を納入しない者は、その学期の単位を修得することはできない。ただし、指定期日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たる場合は、直前の平日を指定期日とする。

(1) 前期末卒業予定者及び修了予定者 7月末

(2) 年度末卒業予定者及び修了予定者 1月末

(3) 前2号以外の者 当該学期末

- 4 前項第1号又は第2号の指定期日までに学費を納入しない者には、学位を授与しない。
- 5 学期末までに学費を納入しない者には、その学期の履修科目の登録及び身分証明書の発行を取り消す。
- 6 学費の未納が1学期に及び督促を受けても納入しない者は、大学学則第31条第4号又は大学院学則第42条第4号により、除籍する。

(休学者)

第9条 大学学則第27条又は大学院学則第37条の定めによる休学者のうち、学期の全期間に及び休学が許された者は、休学中その学期始めに別表第2の在籍料を納入するものとし、休学期間の授業料及び教育充実費の納入を要しない。ただし、入学年度においては、前期の休学が許された者はその学期の授業料及び教育充実費を、後期の休学が許された者はその学期の教育充実費と在籍料を、それぞれ納入しなければならない。

- 2 前項の納入金の延納及び分納は認めない。
- 3 休学者が学期の途中で復学した場合には、その学期の学費の全額を納入しなければならない。ただし、その学期の在籍料が納めてあるときは、その差額を納入しなければならない。
- 4 在籍料の未納が1学期に及び督促しても納入しない者は、大学学則第31条第4号又は大学院学則第42条第4号により、除籍する。

(修業年限を超える在籍者)

第10条 学部学生で修業年限を超えて在籍する者の学費は、在籍する当該学年と同額とする。

- 2 大学院博士前期課程学生で標準修業年限2年を超えて在籍する者の学費は、最高学年と同額とする。ただし、長期履修学生の学費については第7条の2の定めによる。
- 3 大学院博士後期課程学生で3か年を超えて在籍する者の学費は、最高学年と同額とする。ただし、次の号に該当する場合については、別表第2(3)による軽減された学費とする。
 - (1) 修了要件の単位修得済の者が論文指導演習履修及び博士論文提出と審査のみを目的として在学する場合
 - (2) 修了要件の単位修得済で退学した者が再入学する下記の場合
 - ア 論文指導演習履修及び博士論文提出と審査のみを目的として再入学する場合
 - イ 博士論文提出と審査のみを目的として再入学し、授業科目を履修しない場合
 - (3) 博士論文提出後審査のために年度を超えて在学する場合

(実験実習料及び実習料)

第11条 現代教養学部及び大学院人間科学研究科において、別表第3に定める学科、専攻又は分野に所属する学生は、同表の実習料又は実験実習料を学費とともに第4条第1項の指定期日までに納入しなければならない。

(留学準備費)

第11条の2 現代教養学部国際英語学科の学生は、別表第3の2の留学準備費を学費とともに第4条第1項の指定期日までに納入しなければならない。

(特定の授業科目の履修に必要な費用)

第12条 別表第4の授業科目を履修する者は、定められた期日までに履修に必要な費用を納入しなければならない。

(教職課程)

第13条 教職課程を履修する者は、別表第5の教職課程履修費を定められた期日までに納入しなければならない。

- 2 現代教養学部人間科学科心理学専攻又はコミュニケーション専攻の学生で介護等体験を行う者は、別表第5の介護等体験登録費を定められた期日までに納入しなければならない。

(学芸員課程)

第14条 学芸員課程を履修する者は、別表第6の学芸員課程履修費を、定められた期日までにそれぞれ納入しなければならない。

(キャリア・イングリッシュ課程)

第14条の2 キャリア・イングリッシュ課程を履修する者は、別表第6の2 キャリア・イングリッシュ課程履修費を定められた期日までに納入しなければならない。

(公認心理師課程)

第14条の3 公認心理師課程を履修する者は、別表第6の3の公認心理師課程履修費を定められた期日までにそれぞれ納入しなければならない。

(Global Citizenship Program)

第14条の4 Global Citizenship Programを履修する者は、別表6の4 Global Citizenship Program履修費を定められた期日までに納入しなければならない。

(追試験及び再試験)

第15条 追試験又は再試験を受ける者は、別表第7の追試験料又は再試験料を定められた期日までに納入しなければならない。

(科目等履修生及び聴講生)

第16条 東京女子大学科目等履修生又は東京女子大学大学院科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）、東京女子大学聴講生又は東京女子大学大学院聴講生（以下「聴講生」という。）を志願する者は、別表第8の選考料、登録料、科目等履修料又は聴講料を添えて申し込まなければならない。ただし、選考料は、科目等履修生を志願する者が納入するものとする。

2 前項の納入金は、教授会又は大学院合同研究科会議で科目等履修生又は聴講生として承認されなかった場合は、選考料を除き返金する。

3 第1項の納入金の分割納入は、認めない。

4 科目等履修生で、教育実習又は博物館実習を履修する者は、科目等履修料に代えて別表第8の教育実習料又は博物館実習費を納入しなければならない。

5 科目等履修生で、介護等体験を行う者は、別表第8の介護等体験登録費を納入しなければならない。

6 実験実習料等を必要とする授業科目を履修又は聴講する者は、所定の費用を納めなければならない。

7 科目等履修生又は聴講生でコンピュータ利用を希望する者は、別表第10のコンピュータ登録料を納入しなければならない。

8 東京女子大学学部4年次学生が、大学院において「学士・修士5年プログラム」により第1項の科目等履修生となる場合は、選考料及び登録料を免除する。

9 東京女子大学学部学生が、大学院において「学士・修士5年プログラム」以外の目的で第1項の科目等履修生となる場合は、選考料、登録料及び科目等履修料を免除する。

10 東京女子大学大学院学生が、学部において第1項の科目等履修生となる場合は、選考料及び登録料を免除する。

11 東京女子大学大学院学生が、学部において第1項の聴講生となる場合は、登録料及び聴講料を免除する。

(特別聴講学生)

第16条の2 大学学則第38条の2及び大学院学則第49条の定めによる特別聴講学生の費用については、当該大学との協定による。

(研究生)

第17条 東京女子大学研究生又は東京女子大学大学院研究生（以下「研究生」という。）を志願する者は、別表第9の選考料、登録料及び研究指導料を添えて申し込まなければならない。

2 前項の納入金は、教授会又は大学院合同研究科会議で研究生として承認されなかった場合は、選考料を除き返金する。

3 第1項の納入金の分割納入は、認めない。

4 実験実習料等を必要とする者は、所定の費用を納めなければならない。

5 研究生でコンピュータ利用を希望する者は、別表第10のコンピュータ登録料を納入しなければならない。

(特別研究生)

第17条の2 大学院学則第50条の定めによる特別研究学生の費用については、当該大学との協定による。

(論文審査料)

第17条の3 東京女子大学学位規程第11条第3項の定めによる課程によらない者の論文審査料については、別表第11のとおりとする。

(博士論文中間報告審査料)

第17条の4 大学院履修規程第33条第2項の定めによる博士論文の中間報告審査を2回目以降に受ける者の審査料は、別表第11のとおりとする。

(証明書)

第18条 各種証明書等の発行には、別表第12の手数料を徴収する。

(入寮費)

第19条 学寮への入寮を許可された者は、定められた期日までに別表第13の入寮費を納入しなければならない。

(寮舎費及び寮運営費)

第20条 寮生は、別表第13の寮舎費及び寮運営費の年額を2回に分け、所定の手続きにより毎学期始め指定された期日までに納入しなければならない。

2 寮舎費、寮運営費及び学費の未納者は、直ちに退寮しなければならない。

(納入金の返還)

第21条 納入した入学金、学費、在籍料その他納入金は、この規程に返金の定めがある場合を除き、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、学費その他納入金年額を一括納入した者についてはこの限りではない。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、部長会の議を経て理事会が決定する。

附 則 (2003年2月20日制定)

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年9月18日改正)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2004年2月19日改正)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2005年1月20日改正)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2006年2月16日改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2007年2月15日改正)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2008年1月17日改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年7月17日改正)

この規程は、2008年7月17日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則 (2008年12月18日改正)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2010年1月21日改正)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2011年1月20日改正)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2011年12月15日改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年12月20日改正)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2013年12月19日改正)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2014年12月18日改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2016年1月21日改正)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則 (2017年1月19日改正)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (2017年3月9日改正)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (2018年1月18日改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2018年3月8日改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2019年1月17日改正)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2019年2月21日改正)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2020年1月16日改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2021年1月21日改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (2021年4月15日改正)

この規程は、2021年4月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則 (2022年2月17日改正)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (2023年3月10日改正)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則 (2024年3月14日改正)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則 (2025年3月13日改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

(1) 学部 入学検定料

費 目	金 額	備 考
入 学 検 定 料	35,000 円	
	15,000 円	一般選抜（大学入学共通テスト 3 教科型） 一般選抜（大学入学共通テスト 5 科目型） 一般選抜（3 月期） 外国人留学生入学試験 外国人留学生対象 日本語学校指定校制推薦入学

注 入学検定料は次の併願割引を適用することができる。

- (1) 一般選抜（個別学力試験型）において 2 学科（専攻）又は 3 学科（専攻）を併願する場合、2 学科（専攻）目からの検定料を 10,000 円とする。
- (2) 一般選抜（英語外部検定試験利用型）において 2 学科（専攻）以上併願する場合、2 学科（専攻）目からの検定料を 10,000 円とする。
- (3) 一般選抜（個別学力試験型）と一般選抜（英語外部検定試験利用型）を併願する場合、一般選抜（個別学力試験型）の 1 学科（専攻）目の検定料を 35,000 円とし、一般選抜（英語外部検定試験利用型）の検定料は 1 学科（専攻）あたり 10,000 円とする。

(2) 大学院 入学検定料

費 目	金 額	備 考
入 学 検 定 料	35,000 円	
	15,000 円	外国人留学生入学試験

注 共同学位（ダブル・ディグリー）プログラムにより本学に入学する外国人学生にかかる検定料は、外国人留学生入学試験の入学検定料を準用する。

別表第2(第3条、第4条、第7条の2、第9条及び第10条関係)

(1) 学部 入学金

費 目	金 額	備 考
入 学 金	200,000 円	
	100,000 円	本学及び東京女子大学短期大学部に在籍していた者

(2) 学部 学費

ア 2025 年度以降入学者 (2026 年度一般編入学・一般学士入学者除く)

学科	学年	学費	
		授業料 (年額)	教育充実費 (年額)
人文学科 国際社会学科 経済経営学科 社会コミュニケーション学科	1	832,000円	298,000円
	2	838,000円	304,000円
	3	844,000円	310,000円
	4	850,000円	316,000円
心理学科	1	832,000円	328,000円
	2	838,000円	334,000円
	3	844,000円	340,000円
	4	850,000円	346,000円
情報数理科学科	1	897,000円	328,000円
	2	1,103,000円	334,000円
	3	1,109,000円	340,000円
	4	1,115,000円	346,000円

イ 2024 年度入学者及び 2026 年度一般編入学・一般学士入学者

学科	学費	
	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)
国際英語学科	786,000円	314,000円
人文学科、国際社会学科、	786,000円	274,000円

心理・コミュニケーション学科、数理科学科、 情報数理科学科		
----------------------------------	--	--

ウ 2023 年度以前入学者

学科	学費	
	授業料（年額）	教育充実費（年額）
国際英語学科	760,000円	314,000円
人文学科、国際社会学科、 心理・コミュニケーション学科、数理科学科、 人間科学科	760,000円	274,000円

(3) 学部 在籍料

費 目	金 額
在 籍 料	140,000円

注 1 学期間の休学に係る在籍料は年額の 2 分の 1 とする。

(4) 大学院(博士前期課程) 入学金、学費及び在籍料

費 目		金 額	備 考
入 学 金		240,000 円	
		120,000 円	本学及び本学短期大学部に在籍していた者
		0 円	本学の修士課程・博士前期課程に在籍していた者
学 費	授 業 料	540,000 円	年 額
	教育充実費	164,000 円	年 額
在 籍 料		100,000 円	年 額

注 1 学期間の休学に係る在籍料は年額の 2 分の 1 とする。

(5) 大学院(博士後期課程) 入学金、学費及び在籍料

費 目		金 額	備 考
入 学 金		200,000 円	
		100,000 円	本学及び本学短期大学部に在籍していた者
		0 円	本学の修士課程・博士前期課程、博士後期課程に在籍していた者
学 費	授 業 料	540,000 円	年 額
		120,000 円	年 額 ①3年以上在学し修了要件の単位修得済の者が論文指導演習履修及び博士論文提出と審査のみを目的として在学する場合* ②修了要件の単位修得済で退学した者が再入学する下記の場合。ただし前期の所定期日に博士論文を提出した場合は、前期分のみとする。** ア 論文指導演習履修及び博士論文提出と審査のみを目的として再入学する場合* イ 博士論文提出と審査のみを目的として再入学し、授業科目を履修しない場合
		0 円	年 額 博士論文提出後審査のため年度を超えて在学する者
	教育充実費	144,000 円	年 額 修了要件の単位修得済で退学した者が博士論文提出と審査のみを目的として再入学し、授業科目を履修せず前期の所定期日に博士論文を提出した場合は、前期分のみとする。**
		0 円	年 額 博士論文提出後審査のために年度を超えて在学する者
	在 籍 料	100,000 円	年 額

* 論文指導演習以外の他の授業科目を履修する場合には、適用されない。

** 博士論文の審査が前期末までに完了しなかった場合、後期分学費は、徴収しない。

注 1 学期間の休学に係る在籍料は年額の2分の1とする。

別表第3(第11条関係)

(1) 学部 実験実習料及び実習料

ア 2025年度以降入学者(2026年度一般編入学・一般学士入学者除く)

学 科	費 目	金 額	備 考
現代教養学部 経済経営学科	実習料	20,000 円	年額
現代教養学部 心理学科	実験実習料	35,000 円	年額
現代教養学部 社会コミュニケーション学科	実習料	20,000 円	年額
現代教養学部 情報数理科学科	実習料	35,000 円	年額

イ 2024年度以前入学者及び2026年度一般編入学・一般学士入学者

学科・専攻	費 目	金 額	備 考
現代教養学部 国際社会学科 コミュニティ構想専攻	実習料	20,000 円	年額
現代教養学部 心理・コミュニケーション学科 心理学専攻	実験実習料	25,000 円	年額
現代教養学部 心理・コミュニケーション学科 コミュニケーション専攻	実習料	20,000 円	年額
現代教養学部 人間科学科 心理学専攻	実験実習料	20,000 円	年額
現代教養学部 人間科学科 コミュニケーション専攻	実習料	20,000 円	年額
現代教養学部 情報数理科学科及び数理科学科	実習料	20,000 円	年額

(2) 大学院(博士前期課程) 実験実習料及び実習料

研究科・専攻・分野	費 目	金 額	備 考
大学院人間科学研究科 人間社会科学専攻臨床心理学分野	実験実習料	45,000 円	年額
大学院人間科学研究所 人間社会科学専攻心理・コミュニケーション科学 分野	実験実習料	30,000 円	年額

(2) 大学院(博士後期課程) 実験実習料及び実習料

研究科・専攻・分野	費 目	金 額	備 考
大学院人間科学研究科生涯人間科学専攻 実習料(本学の施設を利用する場合)	実習料	10,000 円	各学期

別表第3の2(第11条の2関係)

留学準備費

費 目	金 額	備 考
現代教養学部国際英語学科1年次 留学準備費	40,000 円	年 額
現代教養学部国際英語学科2年次 留学準備費	20,000 円	年 額

別表第4(第12条関係)

(1) 学部 特定の授業科目の履修に必要な費用

ア 2025年度以降入学者(2026年度一般編入学・一般学士入学者除く)

授 業 科 目	費 目	金 額	備 考
コミュニティ調査実習(企画・立案・設計) コミュニティ調査実習(実査と分析)	コミュニティ調査 実習料	10,000 円 10,000 円	経済経営 学科以外 の学生が 履修する 場合
日本語教育実習	日本語教育実習料	20,000 円	年 額

イ 2024年度以前入学者及び2026年度一般編入学・一般学士入学者

授 業 科 目	費 目	金 額	備 考
英語特別プログラム	英語特別プログラム 受講料	30,000 円	年 額
社会調査実習Ⅰ 社会調査実習Ⅱ	社会調査実習料	10,000 円 10,000 円	コミュニ ティ構想 専攻以外 の学生が 履修する 場合
コミュニティ拠点実習(キャリア構想)	コミュニティ拠点 実習料	10,000 円	
コミュニティ拠点実習(キャリア実践)		10,000 円	
コミュニティ拠点実習(地域構想)		10,000 円	
コミュニティ拠点実習(地域実践)		10,000 円	
コミュニティ調査実習(企画・立案・設計) コミュニティ調査実習(実査と分析)	コミュニティ調査 実習料	10,000 円 10,000 円	年 額
日本語教育実習	日本語教育実習料	20,000 円	

(2) 大学院(博士前期課程) 特定の授業科目の履修に必要な費用

授 業 科 目	費 目	金 額	備 考
大学院人間科学研究科 人間社会科学専攻臨床心理学分野 「臨床心理基礎実習1」 「臨床心理基礎実習2」	臨床心理学実習料	25,000 円 25,000 円	

大学院人間科学研究科 人間社会科学専攻臨床心理学分野 「臨床心理実習 1（心理実践実習Ⅲ）」 「臨床心理実習 2」	臨床心理学実習料	35,000 円 35,000 円	
大学院人間科学研究科 人間社会科学専攻臨床心理学分野 「心理実践実習Ⅰ」 「心理実践実習Ⅱ」	臨床心理学実習料	25,000 円 25,000 円	

別表第 5(第 13 条関係)

教職課程履修費及び介護等体験登録費

費 目	金 額	備 考
現代教養学部人間科学科心理学専攻及び コミュニケーション専攻 課程履修費	25,000 円	2 年次 4 月
現代教養学部上記以外の専攻 課程履修費	40,000 円	2 年次 4 月
介護等体験登録費	15,000 円	現代教養学部人間科学科心理学専攻又はコミュニケーション専攻の学生で、介護等体験を行う者

別表第 6(第 14 条関係)

学芸員課程履修費

費 目	金 額	備 考
第 1 回課程履修費	5,000 円	2 年次 4 月
第 2 回課程履修費	7,500 円	3 年次 4 月
第 3 回課程履修費	7,500 円	3 年次 9 月
第 4 回課程履修費	12,000 円	4 年次 4 月
第 1 回課程履修費	5,000 円	2 年次 4 月
第 2 回課程履修費	15,000 円	3 年次 4 月
第 3 回課程履修費	12,000 円	4 年次 4 月

別表第 6 の 2 (第 14 条の 2 関係)

キャリア・イングリッシュ課程履修費

費 目	金 額	備 考
キャリア・イングリッシュ課程履修費	10,000 円	年 額

別表第 6 の 3 (第 14 条の 3 関係)

公認心理師課程履修費

費 目	金 額	備 考
公認心理師課程履修費	30,000 円	2 年次 4 月
	40,000 円	4 年次 4 月

別表第 6 の 4 (第 14 条の 4 関係)

Global Citizenship Program 履修費

費 目	金 額	備 考
Global Citizenship Program 履修費	10,000円	2年次4月
	10,000円	4年次4月

別表第 7 (第 15 条関係)

追試験料及び再試験料

費 目	金 額	備 考
追試験料	3,000 円	1 科目
再試験料	3,000 円	1 科目

別表第 8(第 16 条関係)

科目等履修生及び聴講生諸費用

	費目	金 額				備 考
		一般	東京女子大学 大学院学生の 学部における 扱い	東京女子大学学部学生の 大学院における扱い		
				学士・修士 5 年 プログラム	左記以外	
科目等履修生	選 考 料	10,000 円	免除	免除	免除	
	登 録 料	30,000 円	免除	免除	免除	1 学期
	科 目 等 履 修 料	20,000 円	10,000 円	15,000 円	免除	1 単位
	介 護 等 体 験 登 録 費	15,000 円				
	教 育 実 習 登 録 費	15,000 円				
	博 物 館 実 習 費Ⅰ	7,500 円				
	博 物 館 実 習 費Ⅱ	7,500 円				
	博 物 館 実 習 費Ⅲ	12,000 円				
聴講生	登 録 料	30,000 円	免除			1 学期
	聴 講 料	18,000 円	免除			1 単位

別表第 9(第 17 条関係)

研究生選考料、登録料及び研究指導料

	費 目	金 額	備 考
研 究 生	選 考 料	10,000 円	*
	登 録 料	30,000 円	1 学期
	研究指導料(学部)	150,000 円	1 学期
	研究指導料(大学院)	113,000 円	

* 大使館推薦による文部科学省国費外国人留学生(研究留学生)候補者が、大学院委託研究生に出願する場合、選考料は免除する。

別表第10(第 16 条第 7 項及び第 17 条第 5 項関係)

コンピュータ登録料

費 目	金 額	備 考
コンピュータ登録料	3,000 円	年度内有効

別表第11(第17条の3及び第17条の4関係)

論文審査料

費 目	金 額	備 考
論 文 審 査 料	200,000 円	他学出身者
	100,000 円	専任教職員、本学の学部、短期大学部、修士及び博士前期課程出身者
	50,000 円	本学博士後期課程退学後3年を超える者
	0 円	本学博士後期課程退学後3年以内の者
博士論文中間報告審査料	20,000 円	博士論文中間報告を2回目以降に受ける者

別表第12(第18条関係)

証明書等発行手数料

種 別	金 額	種 別	金 額
成 績 証 明 書(和)	400 円	学芸員資格取得見込証明書	400 円
成 績 証 明 書(英)	600 円	学芸員資格取得証明書	400 円
卒 業 証 明 書(和)	400 円	単 位 修 得 証 明 書	400 円
卒 業 証 明 書(英)	600 円	在 学 証 明 書(和)	400 円
卒業見込証明書(和)	400 円	在 学 証 明 書(英)	600 円
卒業見込証明書(英)	600 円	身 分 証 明 書 再 交 付 料	2,000 円
卒業見込・成績証明書(和)	400 円	推 薦 書(就職)(和)	400 円
調 査 書	800 円	推 薦 書(就職)(英)	600 円
推 薦 書(進学)(和)	400 円	人物に関する証明書(和)	400 円
推 薦 書(進学)(英)	600 円	健康診断証明書(和)	400 円
教員免許状取得見込証明書	400 円	健康診断証明書(英)	600 円
		学 力 に 関 す る 証 明 書	800 円
		その他証明書等交付料(和)	400 円
		その他証明書等交付料(英)	600 円

注 学外申請の場合、別途システム利用料 500 円

別表第13(第 19 条及び第 20 条関係)

学寮入寮費、寮舎費及び寮運営費

	費 目	金 額	備 考
学 寮	入 寮 費	70,000 円	
	寮 舎 費	337,000 円	年額:楓寮
		318,000 円	年額:桜寮
	寮運営費	190,000 円	年額:楓寮及び桜寮